

リスクマネジメント

リスク管理の基本的な考え方

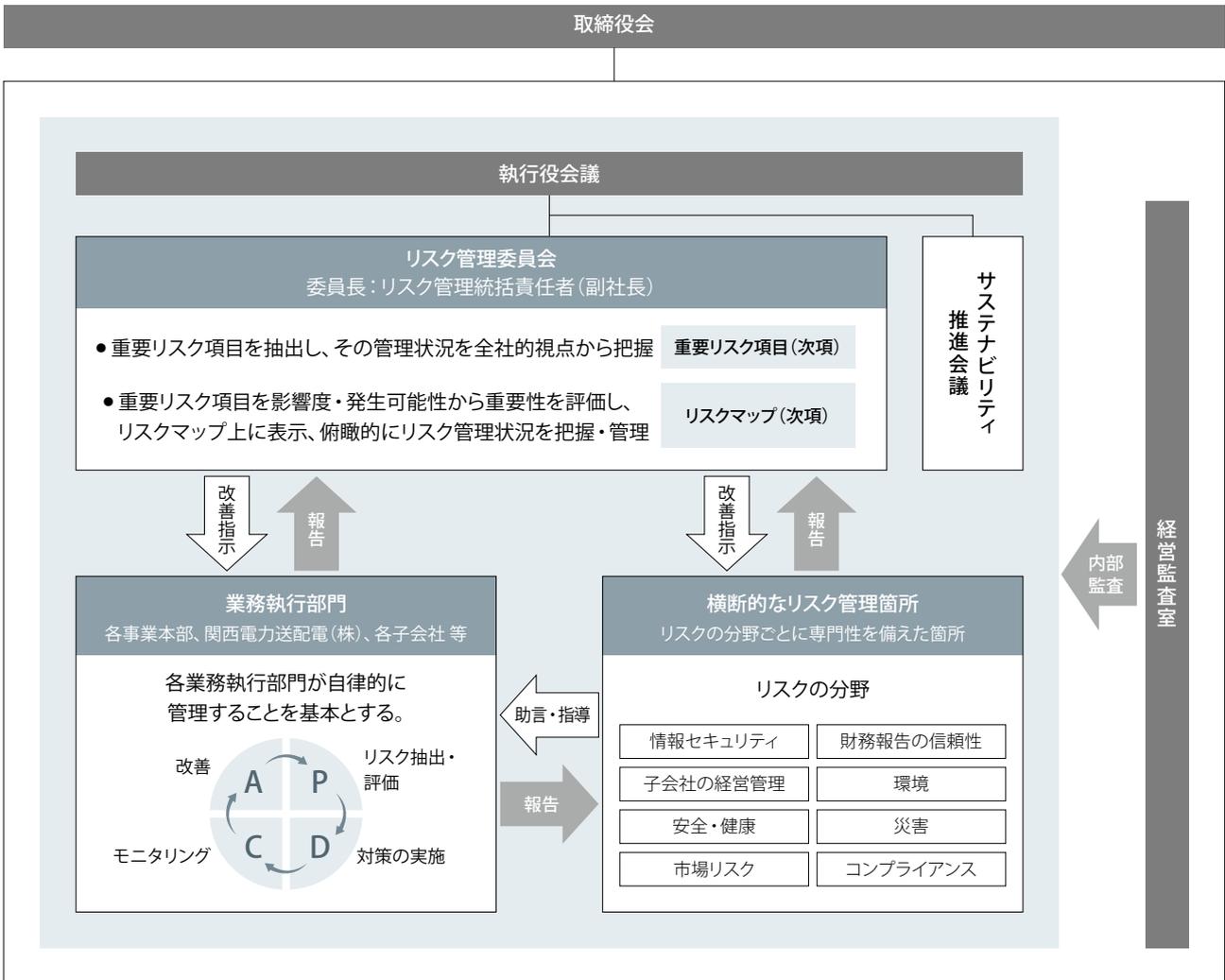
当社グループは、2006年4月に定めた「関西電力グループリスク管理規程」に則り、組織目標の達成に影響を与える可能性のある事象をリスクとして認識、評価したうえで、必要な対策を実施するとともに、対策後にその評価をおこない、改善していく一連のプロセスにより、当社グループへの影響を適切なレベルに管理しています。

リスク管理体制

当社グループの事業活動に伴うリスクについては、各業務執行部門が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスク(情報セキュリティ、子会社の経営管理、安全・健康、市場リスク、財務報告の信頼性、環境、災害、

コンプライアンス)については、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行部門に対して、助言・指導をおこなうことで、リスク管理の強化を管理しています。さらに、執行役員副社長を委員長に計14名で構成し、リスクを統括的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理委員会の委員長を「リスク管理統括責任者」とする体制のもと、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努めています。

リスク管理委員会は、リスク評価結果を執行役員会議およびサステナビリティ推進会議に提示し、将来にわたる持続的成長の実現に向け、必要なリスク対策をグループ全体の計画・方針に反映するようにしています。また、定期的に執行役員会議および取締役会へ報告し、必要に応じてリスク管理の仕組み、体制の改善をおこなっています。さらに、リスク管理体制の整備と運用に関して、経営監査室による内部監査を受け、監査結果を基に改善を図っています。



リスクマネジメント

リスク管理状況

リスク管理委員会は2020年度中に4回開催し、当社グループの事業活動に大きく影響を与える重要リスク項目の管理状況を全社的視点から把握・評価しています。重要リスク項目は、当社グループの持続的成長をとげるだけでなく、SDGs等のグローバルな社会課題の解決を通じて、社会の持続的な発展に貢献していくESGの観点と財務目標達成の観点から、体系立てて整理するとともに、評価にあたっては、影響度や発生可能性の観点から重要性を評価し、リスクマップ上に

分類・整理したうえで、俯瞰的にリスク管理状況を把握・管理・評価し、その結果に基づき、必要に応じて業務執行部門への改善指示をおこなっています。

なお、当社グループの経営成績および財政状態に影響をおよぼす可能性のある「重要リスク項目」の具体的な内容および、その対応策については、第97期有価証券報告書（事業等のリスク）および第98期第1四半期報告書（事業等のリスク）に記載のとおりです。

重要リスク項目

分類	重要リスク項目	組織目標・分類			重要リスク項目	
E	《1》 気候変動	財務目標の達成	利益目標の達成 (P/L)	エネルギー	売上	《14》 エネルギー事業の売上低下
	《2》 環境法令				費用	《15》 エネルギー事業の費用増加
	《3》 放射性物質の放出					《16》 原子力の稼働困難化
	《4》 人身災害			投融資	《17》 投融資の利益低下	
	S			《5》 自然災害・武力攻撃・感染症のまん延等	送配電	《18》 送配電事業の利益低下
《6》 情報セキュリティ				情報通信	《19》 情報通信事業の利益低下	
《7》 レピュテーション				生・ビジ	《20》 生活・ビジネスソリューション事業の利益低下	
《8》 従業員の意欲の低下					事業環境	《21》 政策変更
《9》 商品・サービスの提供支障・品質低下						《22》 市場リスク(市況の変動)
《10》 人財の競争力低下				《23》 イノベーションの停滞		
G	《11》 情報開示関連			エネルギー	《24》 エネルギー事業の資産価値毀損	
	《12》 コンプライアンス	その他	《25》 エネルギー事業以外の資産価値毀損			
	《13》 ガバナンス					

リスクマップ

影響度	甚大 ● 存続可能性に疑義	《3》放射性物質の放出			
	大 ● 1,500億円以上 ● 大規模停電 ● 恒久的な障害/ 職場復帰不可/死亡 ● 全国エリアの報道・対処	《11》情報開示関連	《9》商品・サービスの提供支障・品質低下 《10》人財の競争力低下 《15》エネルギー事業の費用増加 《25》エネルギー事業以外の資産価値毀損	《1》気候変動 《4》人身災害 《5》自然災害・武力攻撃・感染症のまん延等 《6》情報セキュリティ 《8》従業員の意欲の低下 《12》コンプライアンス 《13》ガバナンス 《16》原子力の稼働困難化	
	中 ● 500億円以上 ● 中規模停電 ● 重傷 ● 関西エリアの報道・対処			《7》レピュテーション 《21》政策変更 《24》エネルギー事業の資産価値毀損	《14》エネルギー事業の売上低下
	小 ● 500億円未満 ● 小規模停電 ● 軽傷 ● 特定エリアの報道・対処		《18》送配電事業の利益低下 《22》市場リスク(市況の変動)	《2》環境法令 《17》投融資の利益低下 《19》情報通信事業の利益低下 《20》生活・ビジネスソリューション事業の利益低下 《23》イノベーションの停滞	
		小 ● 1回未満/25年 ● 顕在化する可能性が低い	中 ● 1回以上/25年～1回未満/5年 ● 25年以内に顕在化する可能性がある	大 ● 1回以上/5年 ● 5年以内に顕在化する可能性がある	極大 ● 1回以上/1年 ● すでに顕在化している

重要度区分



赤字: 財務目標達成の観点 黒字: ESGの観点

発生可能性

【注】発生可能性について、例えば、「中:1回以上/25年～1回未満/5年」に区分する項目が、25年間で1回以上必ず発生するのではなく、相対的にみて、その程度の発生可能性がある」と評価していることを示しています。影響度の金額的基準は、売上高減少や費用増加の影響を示しています。

投資リスクのマネジメント

国内再エネ・国際事業ならびにグループ事業や新規事業等への投資については、投資の妥当性の評価に加えて、投資後のモニタリングと撤退・再建策の検討・実施も含めた一連のマネジメントプロセスを構築・運用し、事業推進部門およびコーポレート部門の担当役員で構成される社内会議体(投資評価部会)において、専門的知見に基づく審議・検討をおこなっています。これにより、個別案件の意思決定における適切な判断を支援するとともに、リスク顕在化時にはタイムリーな対処を促し、投資リスクの適正な管理に努めています。こうしたマネジメント状況は定期的に執行役会議に報告するとともに、必要に応じて評価・管理の枠組みや手法を改善しています。

〈投資妥当性評価〉

投資の実施にあたっては、個々の案件ごとに、投資の目的・ねらいの全社方針との整合性に加え、リスクやサステ

ナビリティを十分に審査のうえ、採算性の確保を前提に、その妥当性を評価しています。

〈モニタリング〉

投資実施後は、個々の案件ごとに、投資のねらいの達成状況や採算性を確認するモニタリングを定期的におこない、採算性低下等の課題発生時には必要な対策の実施を求めています。

〈撤退・再建策の検討〉

採算性が大きく悪化した案件や保有意義が薄れた案件は、リスク等の状況を総合的に勘案のうえ、すみやかに撤退・再建の対応策を検討・審議し、リスクへの適切な対処に努めています。

リスクマネジメント

サプライチェーンマネジメント

調達基本方針

当社の調達部門は、安全最優先を前提とした「コスト低減」と「安定調達」の両立を理念とし、安全・品質・価格面で優れた資機材・サービスを適切な時期に調達しています。また品質の維持、環境・人権への配慮、コンプライアンスの徹底など、7項目からなる「調達活動の行動基準」に則り、CSRを踏まえた調達活動を実践し、社会貢献や価値創造に取り組んでいます。

これらの調達活動は大切なパートナーである取引先のみならずみなさまによって支えられています。みなさまに取組みをご理解いただけるよう、契約交渉時や取引先訪問などの機会をとらえ、調達基本方針の説明、浸透に努める活動に取り組んでいます。

〈調達活動の行動基準〉

1.安全の最優先

安全を最優先に考え、公衆保安・衛生の確保、労働災害・労働疾病等の防止に向けた盤石な体制で臨みます。

2.コスト低減活動の推進

お客さまからお選びいただける総合エネルギー事業者として「低廉かつ安定的なエネルギー供給」に向けた調達価格の低減取組みを推進します。

3.資機材・サービスの安定調達・品質・技術力の維持・向上

当社設備を最適に形成・維持・運用していくために、安定調達に努めます。加えて、品質・技術力の維持・向上に資する取組みや対策を講じてまいります。

4.強固なパートナーシップの確立

取引先のみなさまからの声にしっかりと耳を傾け、丁寧かつ真摯なコミュニケーションを心がけます。

持続可能な社会への貢献に向け、取引先のみなさまから当社に至るまでのすべての調達サプライチェーンに対して、協働して改善に取り組むことで、強い信頼関係を構築し、お互いに成長・発展していきたいと考えています。

5.社会への貢献と環境への配慮

環境負荷の少ない資機材およびオフィス用品の調達(グリーン調達)を推進し、取引先のみなさまと協働して循環型社会の構築へ貢献します。

また、取引先のみなさまと共に地域経済や社会の活性化に努めます。

6.透明性の高い開かれた取引

国の内外を問わず広く門戸を開いています。このため、自ら絶えず新製品、新技術の導入および新たな企業との取引の可能性についても調査しています。

また、取引先選定にあたっては、下記の選定基準に則り、公平・公正におこないます。

取引先選定基準:安全性、品質・技術力、環境への配慮、当社との信頼関係、価格、納工期の確実性、保守・管理の実施状況、アフターサービス、事故・不具合への対応状況ほか、経済的・社会的合理性等を考慮したうえで取引先選定をおこないます。

7.コンプライアンスの徹底

すべての関係法令およびそれらの精神を遵守し、調達部門の業務従事者に対する教育を徹底します。

特に、安全に関する関係法令の遵守、人権尊重(児童労働・強制労働の禁止等)、腐敗防止、個人・秘密情報・知的財産の厳正な管理・保護には十分配慮します。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為はおこないません。

調達基本方針の浸透と実践

調達本部では調達基本方針の浸透および実践を目的として、新入社員研修等におけるCSR関連研修を実施しています。また定期的なスキルチェックを通じて、CSRに対する理解度の確認をおこなっています。

取引先のみなさまに対しては取引先登録等の機会を活用して調達基本方針の説明を実施するとともに、CSRへの取組状況に関するアンケートを実施しています。

- 新規サプライヤー(調達本部契約)のCSRアンケート実施率100%
→実施率75%(2020年度実績)
- 取引額上位200社程度の取引先に対し、2019~2021年度においてCSRアンケートを実施
→2021年度中に完了予定(42%完了)

情報セキュリティの取り組み

基本方針

当社は、電力の安全・安定供給と、保有する個人情報保護のため、情報セキュリティの確保が会社の責務と考えています。特に、世界各国で重要インフラ事業者をターゲットとしたサイバー攻撃が増えているなか、関係法令、サイバーセキュリティ経営ガイドライン、社内規程類に則り、サイバーセキュリティ対策を強化し、情報セキュリティマネジメントを推進するとともに、個人情報保護法等の改正を踏まえ、社内規程類の改正や体制の見直しを継続的に実施しています。

グループ全体の情報セキュリティ推進体制

当社では、最高情報セキュリティ責任者(CISO)[執行役常務]を設置するとともに、各職場で具体的な取り組みを推進する情報セキュリティ管理者を配置、全社の情報セキュリティマネジメントを推進しています。

さらに、グループ各社は情報セキュリティ指針に基づき、自律的に活動を展開するとともに、当社が指導・支援することでグループ全体のセキュリティレベルを高めています。

所管役員: 荒木誠 [関西電力CISO(執行役常務)]

審議機関: 執行役会議

事務局: IT戦略室 サイバーセキュリティグループ
(情報セキュリティ事務局)



サイバーセキュリティ対策の取り組み

社外で発生したセキュリティ事故や脆弱性等の脅威を迅速に把握し、日常業務で利用している事務処理系(IT)と電力の安定供給にかかわる制御系(OT)における課題を把握したうえで、必要となるセキュリティ対策を継続的に実施しています。

具体的には、IT/OTの各システムを対象にリスク評価をおこない、必要な技術対策を実施するとともに、IT/OTそれぞれの専用監視センターで24時間365日の監視をおこなっています。また、インシデント発生時の緊急対応体制を整備し、サイバー攻撃の対応訓練や従業員への研修などを継続して実施しています。

なお、電気事業者間でサイバー攻撃情報の共有・分析をおこなう組織である電力ISAC*の活動などを通じて、社外で発生しているサイバー攻撃の情報や最新のセキュリティ情報の収集をおこない、対策の見直しも随時おこなっています。

*日本の電気の安定供給を守るため、サイバーセキュリティの観点で関係する事業者が情報共有・分析等をおこなう組織



全社サイバー攻撃対応訓練の様子

個人情報保護の取り組み

個人情報に対する意識の高まりやデジタル化の進展に伴うデータ利活用が加速するなか、個人情報保護法により、個人情報を取扱う事業者が遵守すべき義務が強化されました。

当社は、お客さまをはじめとした社会の多くのみなさまからの信頼に応え、企業としての使命を果たしていくために、個人情報の適切な保護が重要な責務であると考え、「個人情報保護法」などの各種法令・ガイドラインに基づき、社内ルールを整備しています。そのうえで、これらの内容について研修等を通じて社員に周知徹底し、プライバシー権等の権利にも配慮した適切な取扱いと個人情報保護の重要性について再確認を促しています。